

平成 16 年 1 2 月定例会一般質問

お許しをいただきまして、平成 16 年 1 2 月定例会の一般質問をさせていただきます。市長、教育長、ならびに関係部長の積極的答弁を期待いたします。また、これまでの質問と重複する点もございますがお許しください。

最初に行財政改革についてお伺いいたします。私は本年 6 月定例会におきまして、行財政改革は人事改革であると述べ、職員の意識改革と政策能力など資質向上、そして、意欲ある職員を登用するためにも職制の変更を可能とする弾力的人事制度を導入すべきであり、そのためにも職種変更制度、昇任試験制度等の新設、復活をすべきと質問いたしました。市長は昇任試験に関し、「職種や職場によつての有利・不利や、不合格となった者の勤労意欲の低下の問題がある」と答弁し、私は失笑せざるを得ませんでした。私は、夏以降志木市、市川市、豊田市の人事について行政視察、政務調査を行いました。各市とも、いろいろな手法を取り入れ、職員の資質向上を図っており、そのひとつが昇任試験制度でした。市長は 1 1 月 1 9 日付「市長のひとりごと」で合併問題にふれ、「真の地方自治を実現するためには、自己責任のもと自己決定できる規模と能力を持った自治体を目指す必要がある」と述べております。

すなわち、能力をもった自治体を目指すためには、職員の資質向上システムの構築が不可欠です。そこで再度お伺いいたします。

過去の昇任試験制度を再考し、職員の資質向上のため昇任試験制度を復活すべきと考えます。市長のお考えをお示してください。

次に定年制についてお伺いいたします。本市では、昭和 59 年 9 月 22 日、条例第 20 号高松市職員の定年等に関する条例制定により、定年は 60 歳と決められました。ただ、医師、歯科医師は 65 歳。また、同条例 3 条にかかっている技能職、守衛、用務、調理、衛生などに従事する技能職職員は 63 歳となっております。過去のいきさつは承知いたしておりませんが、市長は財政危機の現在、来年度予算においては、人件費の抑制に努めるといわれました。ならば、定年制も再検討すべきと考えます。全国 35 中核市中、技能職の定年は本市を除き 3 市のみが 63 歳となっております。

また、本市は塩江町はじめ 6 町との合併について調印また協議中ですが、条例に関しては、高松市の制度に統一するとしております。そこで、6 町の技能職員の定年制度を調べますと 5 町が 60 歳、1 町のみ 63 歳となっております。

もし、現状のまま本市の条例に統一した状態で合併を行うとすれば、多大な義務的経費を要します。

私は改めて人事制度を見直し、特に定年制度については職員組合と一日でも早く協議すべきと考えます。そこでお伺いいたします。

市長部門および教育委員会部門で61歳から63歳まで勤務しておられる技能職員数を部門別、年齢別でお示してください。

技能職における63歳定年を見直す考えについて市長のご所見をお示してください。

市長の来年度予算における、人件費抑制策はどんな内容でしょうか。より具体的にお示してください。

次に台風 23 号災害についてお伺いいたします。台風 23 号は 16 号台風の高潮被害に追い討ちをかけるように大きな被害を本市に与えました。亡くなられた方、被害に遭われた方にお悔やみとお見舞い申し上げます。台風 23 号においては、台風 16 号 18 号等での経験を踏まえ、各種の対策を講じておりましたが、情報収集の協力体制確立と情報をより多くの個人、団体に共有してもらうことが大切であると実感しました。災害等危機管理下では、情報を限られて職員で収集するのではなく、協力していただける市民、企業、自治会等にお願ひし、県と共同で、共通の通報ガイドラインを定め、情報収集体制を確立すべきと考えます。議員には FAX で議会事務局から情報が送られてきましたが、今回、地域コミュニティーの役割を果たすべき公民館、自治会関係者また災害ボランティアで中心的役割を果たしたボランティア市民活動センターなどに災害本部発の情報が逐次提供されたのでしょうか。そこでお伺いいたします。

災害等危機管理下では、正確な情報収集のため、県と共同で共通の通報ガイドラインを定め、協力体制を確立すべきと考えます。

また、緊急連絡網の再検討と情報の共有化促進に対する市長のご所見をお示しく下さい。

次に災害時における市民ボランティア活動と行政との関係についてお伺いします。台風 16 号台風 23 号時では、市民ならびに関係団体の協力により、市民ボランティア組織が立ち上がり、災害救援活動に実力を発揮しました。しかし、元来こうした災害ボランティア組織は前もって活動の原資を用意しているわけではありませんから、組織立ち上げと同時に、活動拠点の場の確保や資金調達を始めなければなりません。ボランティア活動の現実には厳しいものがあります。ボランティア活動は本来行政依存の下に位置すべきでないことは理解しておりますが、災害ボランティアにおいては、被災者救済という同じ立場に位置することから、行政としても、市民ボランティア活動とさまざまな形での連携が必要であると考えます。そこで、私は台風 16 号、23 号などから得た経験から、行政、NPO 団体、そして復旧にかかわった各種団体が熱いうちに危機管理下における行政と市民ボランティア組織との協働のあり方を話し合うべきと考えます。また、話し合いで合意された事項は、地域防災計画に盛り込まれるべきと考えます。そこで、お伺いいたします。

災害時における市民ボランティア活動と行政との関係についてボランティア団体と話し合い、合意を得られた内容によっては地域防災計画に盛り込むべきと考えます。市長のお考えをお示してください。

次に、台風 16 号、18 号、23 号では兵庫町商店街のマンホールから水が逆流し、浸水しました。ライオン通り、古馬場など市内中心部でも浸水が多数発生しております。現在準備が進んでいる丸亀町 A 街区再開発地区も大雨時等での浸水が懸念されるところです。

こうした浸水が市内中心部商店街で繰り返されることは、街のイメージダウンとなります。そこで、お伺いいたします。

兵庫町など市内中心部でおきる浸水の原因と浸水防止のための改善策があればお示してください。

ところで、台風 23 号ではがけ崩れ、落石等多くの土木被害が発生しました。私の住んでいる室新町、東はぜ町、西はぜ町でも同様の被害が発生、特に落石は、大手前高松高等学校・中学校へ通学する通学路上で発生し、登下校時であれば大きな事故につながったと考えられます。地域住民からは 4 年前、今回の落石箇所について落石の可能性あることから、市当局に通報、現地に担当者がこられました。その後の指導、処置は一切行われませんでした。地域の住民は将来に不安を感じております。そこでお伺いいたします。

行政は落石等に不安を感じている住民に、危険地域の現況、事故防止対策等を積極的に説明すべきと考えます。市長のお考えをお示してください。

次に、新潟県中越地震において、被災者が心痛めたことの一つに、ペットの保護がありました。愛犬等の保護に関しましては、新潟県獣医師会ならびに他県からの獣医師の協力で、保護また、診療が行われ、効果を上げていると関係団体から聞いております。

そこでお伺いいたします。

災害時におけるペットの保護等に関して、香川県獣医師会と話し合いを持ち、地域防災計画の中に盛り込むべきと考えます、市長のお考えをお示してください。

次に道路行政についてお伺いいたします。私は6月定例会において、県道川東高松線、すみれ団地付近の歩行空間確保について質問いたしました。その後、8月4日高松市交通政策室、香川県高松土木出張所、南警察署、中部養護学校他教育関係者、保護者、地元利用者など多くの方々が一同に介し、有意義な意見交換ができました。関係者の方々にお礼申し上げます。また、検証する中で、南行きのバス停留所がないことがわかりました。北行きバス停留所は県道西側にベンチも置かれ、広く確保されていますが、反対側の南行きは歩道が大変狭いため、停留所プレートすら設置されておりません。乗客は西側でバスが来るのを確認し、30メートル離れた南側のすみれ団地前の横断歩道を渡り、また、30メートル戻り乗車しなければなりません。大変不便で、当然車椅子の乗客は乗降不可能です。しかし、停留所と称される場所はすみれ団地北西に位置していることから、市営住宅敷地を1坪でも割愛してバス停留所として利用できるなら、安心してバスを待つことができます。そこでお伺いいたします。

養護学校等通学の児童、生徒また地域住民の方の安全と利便性を
図るため、すみれ団地の一角を停留所として割愛できないでし
ょうか。市長のお考えをお聞かせください。

最後に教育問題についてお伺いいたします。

現在教育委員会では、高松市中心部小中学校の適正配置を推進しておられていますが、9月定例会で市長は平成17年度には松島小学校における基本設計を行うと答弁しております。今回の統廃合、校区修正では、松島小学校と光洋中学校の敷地を活用して小中一貫教育を視野に入れると答申では述べておりますが、他の統廃合、校区修正校ではなんら新しい学校づくりのビジョンは示されておられません。また、障害児学級について一言も触れておりません。足立区立五反野小学校では、地域立小学校として、学校、行政、保護者、地域が理事会を立ち上げ、学校運営に当たっております。また、世田谷区では本年8月（仮称）世田谷教育ビジョン中間報告（素案）の中で地域が参画する学校づくりということで、平成16年6月改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を活用することにより、地域住民・保護者が参加する合議制の学校運営協議会を設置し、学校運営および教職員人事について関与する一定の権限をもった「地域運営学校」を設置するとしております。本年8月10日付けで文部科学省は小中学校の区切り方や小中一貫の導入など義務教育の制度の弾力化をうたった義務教育改革案を発表しております。

小中一貫校に関して本県では、平成 14 年度から 16 年度まで直島小中学校が文部科学省指定研究開発校になっております。なお、研究発表は先月 11 月 19 日同小中学校で行われました。ところで、小中一貫校の具体的開設を目指しているのは品川区で、小中一貫校となるのは区立第二日野小学校と区立日野中学校です。直島小中学校と同じく平成 14 年度から文部科学省指定研究開発校となり、現在構造改革特別区域、小中一貫特区として平成 18 年度開設を目指しております。本市の小中一貫教育の場合、品川区のように教育特区を申請して進めるのでしょうか。私は、適正配置を進めるときこそ市教育委員会は「地域運営学校等を立ち上げてみたい」というような意欲、新しい夢を市民に見せるべきです。特例区、慣例区の扱いは、該当校区のみ見直しが答申されておりますが、本来なら全市的に見直し、本市の学校運営指針の中で明確化すべきです。大阪府門真市の適正配置答申は、特例区、慣例区をはっきり否定しております。

ところで、今回の答申で残念なことは、「地縁的な学校・校区を存続させることに固守する限り厳しい行財政事情の下で、中心部全体の適正配置・校舎等改築計画の前進は困難と思われま

す」の記述で、この表現は住民感情を逆なでするものであり、答申には不適切だと私は感じております。

ところで、栗林小学校と花園小学校との校区修正に関し、最近、答申された8月26日臨時高松市教育委員会において校区修正が決定されたと伺いました。答申された午後開催された議員全員協議会席上、私の「臨時教育委員会は答申を受けるのみだったのか、具体的な協議内容はどのようなものか」との問い、部長は「教育委員会としては、答申の内容実現に向けて最大限取り組む旨、意思決定を行った」と答弁しました。意思決定が校区修正の議決と同義だとは勉強不足の私自身知りませんでした。今後、私を含め市民に分かりやすい言葉でご指導いただけますようお願い申し上げます。意思決定をなされたあとで申し上げるのには僭越ですが、地域説明会では住民から出された質問に十分答えられておりません。説明責任をホームページに掲げている教育委員会は「沈黙は金」「ジャンケンの後出し」という手法から脱却することを切に願っております。

ところで、今夏、京都大学大学院工学研究科の高田光雄教授の「都市景観の再生・試される京都モデル」というセミナーを受講しました。京都市の歴史的地域において、集合住宅を建築した事例ですが、建築に当たり、多くの障害がありました。それまでは、行政と民間事業者の間には価値調整型建築規制・誘導システムという、双方が対峙する一線上で合意するというのが通例でした。

今回の建築に当たっては、双方の「検討の余地」の中、すなわち双方の許容範囲内で新しい価値を見つけ、構築する価値共有型建築規制・誘導システムを導入することで問題を解決しました。この建築プロジェクトの成功裏には、コミュニティ・エンパワーメント・プログラムという「価値共有活動組織作りを継続的に支援する仕組み」の立ち上げがありました。行政と民間事業者の二者はコミュニティ・エンパワーメント・プログラムを通じ、京都の町並みにふさわしい新しい町家について話し合い、すばらしい集合住宅を誕生させました。このエンパワーメントプログラムをサポートしたチームは大学院大学等でした。この手法は、高松市の街づくり、学校づくり、市民との協働に取り入れるべき手法と考えます。そこで、お伺いいたします。

該当する校区のPTA、団体等に対する説明状況と今後予定している説明会をお教えください。

適正配置に関し、国の特区制度など利用して、新しい学校づくりを進めるべきと考えますが、お考えをお示してください。

答申では、障害児学級について触れておりませんが、どのような扱いになるのでしょうかお示してください。

松島小学校と光洋中学校の敷地を活用して整備する統合校において、視野に入れている小中一貫教育とはどのような教育をお考えでしょうか。一部教科の連携でしょうか、それとも6・3制から5・4制等まで踏み込むのでしょうか。より具体的に小中一貫校の考え方をお示してください。

確認のお伺いをいたします。栗林小学校および花園小学校の校区修正は、平成18年度入学児童から行われるのでしょうか。また、教育委員会における校区修正議決はどうか。もし、議決済ならば、いつの教育委員会会議だったかお示してください。

特例区、慣例区の見直しは今回該当校区のみ見直すのでしょうか。そして、どの地区を見直すのでしょうか。また、教育委員会は全市的に特例区、慣例区の見直しを行い、扱いを明確化すべきではないでしょうか。教育長のお考えをお示してください。

高松市中心部小中学校の意思決定済みの新設統合校については、教育委員会と地域住民との相互理解のためにコミュニティー・エンパワーメント・プログラムという手法が必要と考えます。教育長のご所見をお示してください。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。